○内閣府告示第八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県埴科郡坂城町

二　地域再生計画の名称　―自然と人と産業とが共生する―「ものづくりとやすらぎのまちづくり計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県埴科郡坂城町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百三十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び浜松市

二　地域再生計画の名称　浜松市天竜美林活用促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び伊東市

二　地域再生計画の名称　産業活力の向上と伊東の海、魅力再発見

三　地域再生計画の区域の範囲　伊東市の区域の一部（伊東港、宇佐美漁港及び富戸漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び御殿場市

二　地域再生計画の名称　御殿場市産業活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　御殿場市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び津市

二　地域再生計画の名称　「歴史・文化が息づく活力あふれる自然ゆたかな地域づくり計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　津市の区域の一部（美杉地域及び一志地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百四十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊勢市

二　地域再生計画の名称　伊勢の美しいまちづくり　きれいな勢田川の水環境づくり（Ⅱ）

三　地域再生計画の区域の範囲　伊勢市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百三十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県及び滋賀県蒲生郡竜王町

二　地域再生計画の名称　産業集積推進計画　～雇用と活力を創出する産業集積の実現～

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県蒲生郡竜王町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（四の六）

○内閣府告示第九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県蒲生郡日野町

二　地域再生計画の名称　近江日野　三方よしの人づくり　農山村（ふるさと）活力再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県蒲生郡日野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）及び都市農村共生・対流総合対策交付金（四の六）

○内閣府告示第九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百四十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府綴喜郡宇治田原町

二　地域再生計画の名称　宇治田原町「自然をまもり共に生きるまち」再生計画